

春日部市視聴覚センター条例の一部を改正する条例

春日部市視聴覚センター条例(平成17年条例第185号)の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の条（以下「改正前の条」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の条を当該改正後の条とする。
- (2) 次の表中、改正後の条に対応する改正前の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
(休所日) 第9条 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。この場合において、同法第3条第2項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。 (使用料) 第12条 利用者は、別表に定めるところにより、使用料を納付しなければならない。 (使用料の減免) 第13条 市長は、必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。 (使用料の還付) 第14条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 視聴覚センターの管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。 (2) 利用者の責めに帰することができない理由により視聴覚センターの施設等を利用することができないとき。 (3) その他市長が特に必要と認めたとき。 (委任) 第15条 (略)	(休所日) 第9条 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日。この場合において、同法第3条第2項及び第3項中「日曜日」とあるのは「月曜日」と読み替えるものとする。 (委任) 第12条 (略)

- (4) 附則の次に次の別表を加える。

別表（第 12 条関係）

春日部市視聴覚センター使用料

施設の名称	使用区分	使用料(円)
視聴覚ホール	午前	4, 0 5 0
	午後	5, 4 0 0
	全日	9, 4 5 0
視聴覚ホール控室	午前	3 0 0
	午後	4 0 0
	全日	7 0 0
視聴覚研修室	午前	1, 8 0 0
	午後	2, 4 0 0
	全日	4, 2 0 0
教材作成室 1	午前	1, 0 5 0
	午後	1, 4 0 0
	全日	2, 4 5 0
研修室 1	午前	1, 0 5 0
	午後	1, 4 0 0
	全日	2, 4 5 0
研修室 2	午前	1, 9 5 0
	午後	2, 6 0 0
	全日	4, 5 5 0
研修室 3	午前	1, 0 5 0
	午後	1, 4 0 0
	全日	2, 4 5 0

備考 午前とは、午前 9 時から正午まで、午後とは、午後 1 時から午後 5 時まで、全日とは、午前 9 時から午後 5 時までをいう。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の春日部市視聴覚センター条例に規定する施設の利用に係る使用料については、平成 19 年 11 月 1 日以後の利用に係る使用料から適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。